

答 申 第 89 号
令和5年5月9日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和5年1月10日付け青保第1521号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

結核健康診断の報告期限に関する法的根拠となる資料についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書につき、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 4 年 12 月 2 日、実施機関に対して、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。令和 5 年 3 月 青森県条例第 9 号による改正前のもの。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、次に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 7 第 1 項の規定に基づく感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料を健康診断実施日を含む月の翌月 10 日までに当該事業者を所管する場所の保健所に提出しなくても差し支えないと事業者の説明できる法的根拠となる資料であって、厚生労働省から受領した文書の類（解釈例規や疑義照会の回答文書）
- (2) 高等学校において教職員及び生徒を対象に実施するいわゆる健康診断に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 7 第 1 項の規定に基づく感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料を健康診断実施日を含む月の翌月の 10 日までに当該高等学校を所管する保健所に提出しなくても差し支えないとする法的根拠となる資料であって、青森県教育委員会や県立高等学校へ通知した文書の類

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対し、「法的根拠となる、厚生労働省から受領した文書（解釈例規や疑義照会）について確認できず、存在しないため。」として、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 4 年 12 月 14 日、審査請求人に通知し

た。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年12月17日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書を探索の上特定し、追加で行政文書を開示するとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 青森県教育委員会では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症法施行規則」という。）第27条の5に基づくいわゆる結核健康診断結果報告について、同規則の規定にかかわらず、本校での取扱いは本県の主管課（健康福祉部保健衛生課）の取扱い（「青森県結核予防業務の手引き」）に即していることが確認されていると主張している。
- (2) 青森県も青森県教育委員会も地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に掲げられた「普通地方公共団体」の組織であるから、同法第2条第16項の「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」の規定に基づき、感染症法施行規則の規定に基づいて事務が処理されているはずである。審査請求人は、別の県からは、「保健所の依頼により年度に1度、年度実施分を一括して報告すればよい」という本校の認識には誤りがあった」とする従来 of 法解釈に基づく説明がなされており、青森県の主張は極めてユニークな主張であることが分かる。そして、青森県では、感染症法施行規則の規定を超越して事務が処理されており、知事部局の感染症法の所管課ではその法的根拠を必ず有しているはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

本件開示請求に係る行政文書を探索したものの確認できなかったことから、文書の不存在を理由として不開示決定をした。

なお、本件審査請求を踏まえ改めて探索したが、確認できなかった。

2 当審査会からの質問事項について説明した書面

「青森県結核予防業務の手引き」（これに類する文書を含む。以下「手引き等」という。）の制定又は改正（感染症法施行規則第27条の5で定める期限に係るものに限る。）の経緯については、手引き等の制定又は改正に係る起案文書を探索したものの確認できなかったことから、不明である。

手引き等の制定は平成10年度と考えられるが、行政文書分類基準表に基づく保存期間が1年であることから廃棄対象となっている。

また、前述のとおり改正に係る起案文書も確認できなかったが、感染症法施行規則第27条の5で定める期限に係るものについて改正を行っていないか、又は改正を行ったものの保存期間を経過し廃棄対象となったものと考えられる。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

実施機関は、本件対象文書が不存在であることを理由として本件処分を行ったものであるところ、本件開示請求に係る行政文書について、本件審査請求を踏まえ改めて探索したが、確認できなかったとしている。

また、当審査会からの質問に対し、実施機関は、手引き等の制定又は改正（感染症

法施行規則第27条の5で定める期限に係るものに限る。)の経緯について、手引き等の制定又は改正に係る起案文書を探索したものの確認できなかったことから不明である、改正に係る起案文書については保存期間を経過し廃棄対象となったものと考えられるなどと説明しており、この説明を覆すに足りる特段の事情はない。

したがって、実施機関において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 結論

以上のおり、実施機関において、本件対象文書を保有しているとは認められないことから、本件対象文書を不開示としたことは妥当である。

よって、第1のおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和5年1月11日	・実施機関からの諮問書（令和5年1月10日付け）を受理した。
令和5年1月24日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和5年2月17日 （第143回審査会）	・審査を行った。
令和5年2月24日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和5年3月3日	・実施機関からの書面を受理した。
令和5年3月28日 （第144回審査会）	・審査を行った。
令和5年4月28日 （第145回審査会）	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
伊藤 健	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

(令和5年5月9日現在)